

プログラム

- 1) 基調報告 「大村入管センター視察報告」
吉田 維一 弁護士 (兵庫県弁護士会)
- 2) 韓国・憲法裁判所「憲法不合致」判決 報告
LEE Hahn Jae (이한재/イ・ハンジェ) 弁護士
(所属 Duroo, Association for public interest law)
- 3) 国際人権法から見た韓国憲法裁判所の概要と日本の入管法への適用可能性について
安藤 由香里 教授
(大阪大学招聘教授・国際人権法)
- 4) 意見交換
安藤 由香里 教授
LEE Hahn Jae 弁護士
石田 真美 弁護士
(兵庫県弁護士会)

今年6月9日に、入管法が改定されました。改定した理由について、入管庁（法務省）は、日本に在留する外国籍の人々の無期限収容・長期収容を回避するためと述べています。

しかし、改定法は、収容停止のために、支援者、弁護士などに、生活状況などを管理・監視し、入管へ報告させる「監理人」及び高額の保証金納付を求めており、実効性が疑問視されています。仮に、収容が停止されたとしても、働くことも社会保障を受けることもできず、生活の見通しが立たず、無期限収容の解決につながるには言いがたい国際的な水準からはほど遠い制度に止まっています。

また、改定入管法では、裁判所の司法審査を経ないにもかかわらず、難民申請が2回却下されると、迫害を受けたと主張する国への送還強制を可能とする制度が設けられたことに対し、難民条約などで規定される「ノン・ルフールマン原則」に反しているとの批判が国内外から上がっています。他方、今年3月には、韓国では、憲法裁判所が、日本と同様の無期限収容は憲法に反すると判断し、日本とは異なる方向での、収容問題の解決が期待されています。

近畿弁護士会連合会は、今年4月19日に、「政府再提出の出入国管理及び難民認定法に反対する理事長声明」を、6月13日に、「出入国管理及び難民認定法の改定法の成立に強く抗議する理事長声明」をそれぞれ発出しましたが、今後も、来年に施行予定の改定入管法の問題を指摘し、あるべき入管法について意見を発信していく予定です。

このたび、まずは『入管における収容問題』をテーマに研究及び議論を深めるため、左記のとおり、夏期研修会を開催する運びとなりました。ぜひ、ご参加ください。

二〇二三年度 近畿連人権擁護委員会 夏期研修会

入管における収容問題を考える

2023(令和5)年
9月9日(土)
13:00 ~ 17:00

参加無料

兵庫県弁護士会館
4階講堂

(神戸市中央区橘通1-4-3)

※オンライン (Zoom) 併用

主催 近畿弁護士会連合会
人権擁護委員会

お申込方法等は裏面へ

申込方法

※参加方法により、申込方法等が異なりますので、ご注意ください。

兵庫県弁護士会会場でのご参加の場合

定員：100名

①完全事前申込制です。申込期限：9月4日（月）まで
下記の URL または QR コードからお申し込みください。

[https://www.osakaben.or.jp/
web/entry/form.php?id=id_64ae2ef23fe10](https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_64ae2ef23fe10)



②先着順になります。

会場の定員を超えた場合、当日、会場でご参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

③手話通訳あり（完全事前申込制）

会場参加については、事前申込制で手話通訳を予定しています。
申込フォームにて受付いたします。

オンライン（Zoom）でのご参加の場合

定員：1000名

①完全事前申込制です。申込期限：9月6日（水）まで
下記の URL または QR コードからお申し込みください。

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/
WN_Cpa1QnJGTiK4Fj812zUF0A](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Cpa1QnJGTiK4Fj812zUF0A)



②事前登録完了後、ウェビナー登録完了のメールが届きます。登録完了メールに記載されているリンクから、当日はご参加ください。リンクは申込者各人専用ですので、当日、登録完了メールが探せるようご準備ください。
登録完了メールが見つけれない場合は上記 URL または QR コードから再度ご登録ください。

本件に関するお問い合わせ先

近畿弁護士会連合会人権擁護委員会事務局（南崎）
TEL:06-6364-1227 FAX:06-6364-7477